

栃木県地域福祉支援計画（第4期）の全体構成

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

近年の地域福祉を取り巻く状況の変化等を踏まえ、地域福祉の基本的な方向性を示すとともに、様々な主体の取組を支援する県の施策を示す

2 計画の位置づけ

- 社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
- 地域福祉分野の基本的方針
- 各市町における「市町村地域福祉計画」や、各種の福祉に関する計画の実現を支援する計画
- 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」

3 計画期間

令和3(2021)年度から令和8(2026)年度まで（6年間）

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 第3期計画の推進状況



2 地域社会の状況

- 人口構造の変化・少子高齢化の進行
 - 世帯構造の変化
 - 高齢者等の状況
- 等

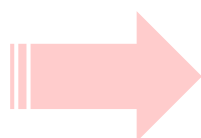


3 地域福祉を取り巻く課題

- 地域のつながりの再構築
 - 地域住民等の意識の醸成
 - 様々な課題に応じる包括的支援体制の構築促進
- 等

第3章 計画の目指す方向

「オール“とち”ぎ」で「“まる”ごと」取り組む
『とちまる地域共生社会の実現』
～ 住民が互いに支え合いながら、安心して暮らせるまちづくり ～



施策1 安心して暮らせる地域づくり
施策2 地域を担うひとづくり
施策3 地域福祉の基盤づくり

第4章 地域福祉施策の展開

施策1

安心して暮らせる地域づくり

- (1) 緩やかに見守り、つながる地域づくり
- (2) 災害に備えた取組の促進
- (3) ひとにやさしいまちづくりの推進

施策2

地域を担うひとづくり

- (1) ひとに寄り添い、支え合う気運の醸成
- (2) 地域住民等による社会貢献活動の充実
- (3) 福祉人材の育成・確保

施策3

地域福祉の基盤づくり

- (1) 包括的な支援体制の構築促進
- (2) 社会福祉協議会の取組の充実
- (3) 成年後見制度の利用など、一人ひとりの権利を守る取組の促進
- (4) 福祉サービスの質の確保・向上
- (5) 寄附文化の醸成

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

- (1) 県の推進体制
- (2) 市町との連携

2 計画の進行管理

- (1) 計画の着実な進行管理
- (2) 計画の周知